

# 糸魚川市駅北大火被災者・関係者説明会

期日：平成29年4月6日（木）

場所：ヒスイ王国館2階ホール

体操 ～ストレッチで心と体のリフレッシュ～

## 1 開 会

## 2 あいさつ

## 3 全体説明

(1) 29年度以降の固定資産税・都市計画税等について . . . 資料No.1

(2) ブロック別意見交換会の概要について . . . 資料No.2

(3) 第2回糸魚川市駅北復興まちづくり計画検討委員会の概要について  
. . . 資料No.3

(4) 今後の再建に向けた流れについて . . . 資料No.4

(5) 被災者健康づくり支援事業について . . . 資料No.5

(6) ふるさと越後の家づくり復興支援事業等について . . . 資料No.6

(7) まちづくりカフェの開催について

(8) その他

## 4 閉 会

## 平成 29 年度以降の固定資産税・都市計画税について（お知らせ）

平成 29 年 4 月 6 日  
糸魚川市市民課

このたびの大火で被災した建物（家屋）及びその敷地（土地）並びに営業用の償却資産の今後の固定資産税・都市計画税の取扱いについてお知らせします。

なお、固定資産税・都市計画税は、1月1日の状況により課税されます。

（例）平成 29 年 1 月 1 日現在に存在する家屋 → 平成 29 年度課税

## 【 家 屋 】

区 分	全焼（全壊）	半焼（大規模半壊・半壊）	部分焼（一部損壊）
平成 29 年度	課税はありません	被災の程度に応じ減額をして課税	通常の課税
平成 30 年度 以降	新たに家屋を取得（再建築・購入）した場合は、課税 ↓ ※軽減措置 4年度分は税額 1/2	修繕した場合は、減額は なく課税 ↓ ※軽減措置 国に確認中 該当の所有者に連絡します。	通常の課税

## 【 土 地 】

基本的には従来どおりの課税となります。

ただし、住宅が建っていた敷地（住宅用地）は、被災して住宅がなくなっても2年度分（平成 29 年度及び平成 30 年度）は、住宅用地の特例（減額制度）が継続されます。

なお、特例の継続に当たり申告が必要ですので、対象者には後日申告手續のご案内をします。

また、店舗又は事務所等の敷地（非住宅用地）については、この特例はありません。

※ 住宅用地の特例とは

200㎡以下の宅地は、固定資産税 1/6・都市計画税 1/3 など

## 【償却資産】

- 焼失した償却資産は、課税されません。
- 新たに代替りの償却資産を取得した場合は、課税となります。

※軽減措置 4年度分は税額 1/2

### ◎ 軽減措置の適用条件

代替資産の設置場所は、糸魚川市内に限ります。被災範囲以外でも糸魚川市内であれば適用となりますが、市外の場合は適用になりません。

※ 市民課から詳細な文書で再度ご案内しますが、ご不明な点はお問合せください。

#### 【お問合せ先】

糸魚川市役所 市民部  
市民課 固定資産税係  
電話番号 025-552-1511 (代表)

# 糸魚川市駅北大火による被害を受けられた方へ (糸魚川税務署・糸魚川市からのお知らせ)

## 糸魚川市駅北大火により被害を受けられた皆様方に心からお見舞い申し上げます。

この火災により、住宅や家財などに損害を受けられた方は、雑損控除又は災害減免法の適用により、平成28年分の所得税等の全部又は一部が軽減される場合があります。

被害を受けられた皆様を対象に、雑損控除等の申告相談を次のとおり開催いたします。

なお、既に平成28年分所得税の確定申告書を提出され、雑損控除等の適用をお受けになられている方は、改めて申告を行う必要はありません。(所得税の確定申告書を提出された方で雑損控除等の適用をお受けになっていない方は、糸魚川税務署 調査部門(所得担当)にご相談ください。)

## 雑損控除等の申告相談のご案内

事前予約をいただいたうえ、個別に対応させていただきます。  
まずは、下記電話番号にお電話ください

日 程	平成29年4月10日(月)から4月26日(水) ※ 土・日曜日は除きます。 ※ 上記日程でご都合が悪い場合はお問い合わせください。
受付時間	午前9時から午後4時まで(相談には概ね1時間程度かかります。)
会 場	糸魚川税務署(所在地:糸魚川市東寺町1丁目3番40号)
電話番号	025-552-0382(糸魚川税務署 調査部門 直通) ※ <u>電話は午前8時30分から午後5時まで受け付けています。(土日・祝日を除きます。)</u>

申告相談にお越しになる際は、次の書類をお持ちください。

- 被害金額を計算するための書類
  - ① 被害を受けた資産、取得時期、取得価額の分かるもの(建物の請負契約書等)
  - ② 被害を受けた家屋の取得価額が分からない場合は、その面積が分かるもの(登記事項証明書等)
  - ③ 被害を受けた資産の取壊し費用、除去費用、修繕費用などの分かるもの(請求書、領収書等)
  - ④ 被害を受けたことにより支払われた保険金等の金額が分かるもの(保険金の支払通知書等)
  - ⑤ 糸魚川市から「被災証明書」又は「り災証明書」の交付を受けている場合には、その証明書
- 確定申告書を作成するための書類  
源泉徴収票、青色申告決算書又は収支内訳書など、確定申告書を作成するために必要な書類。

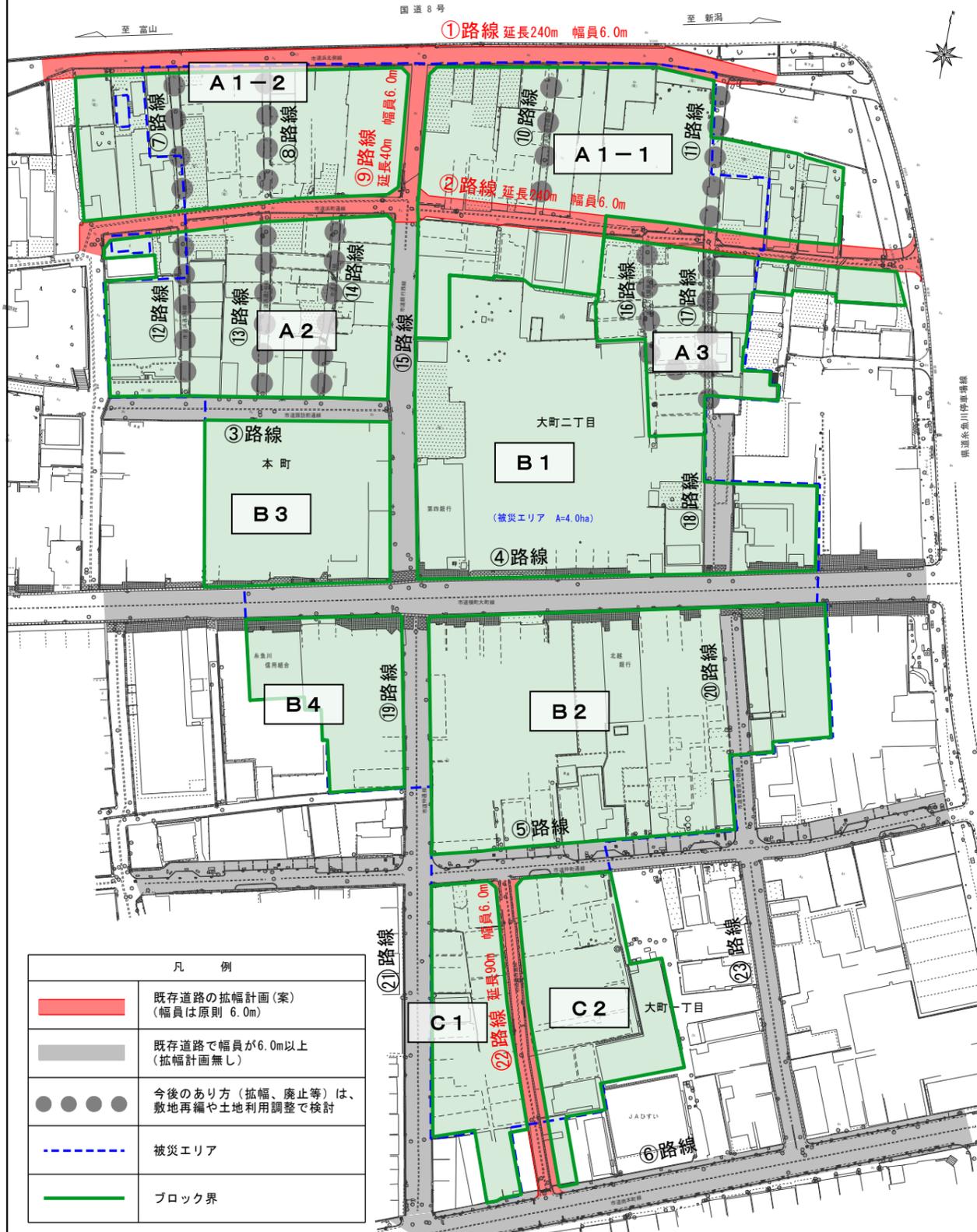
※ ご不明な点等は糸魚川税務署 調査部門(所得担当)までお問い合わせください。



■ 4 / 1. 2 ブロック別意見交換会の概要

※本資料は、道路拡幅計画の素案であり、今後の復興まちづくり計画の検討等により変更される場合があります。

市道拡幅計画(案)

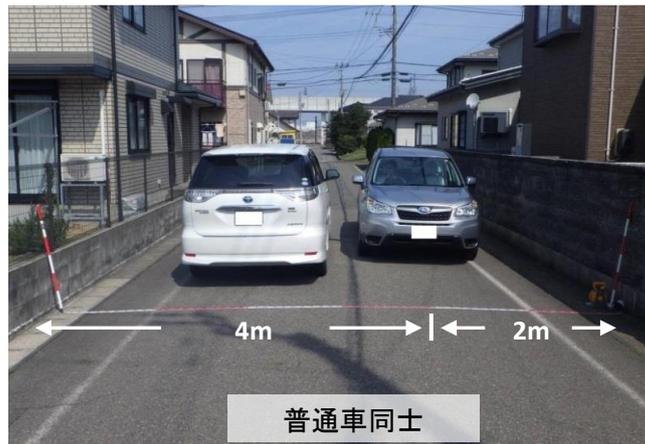
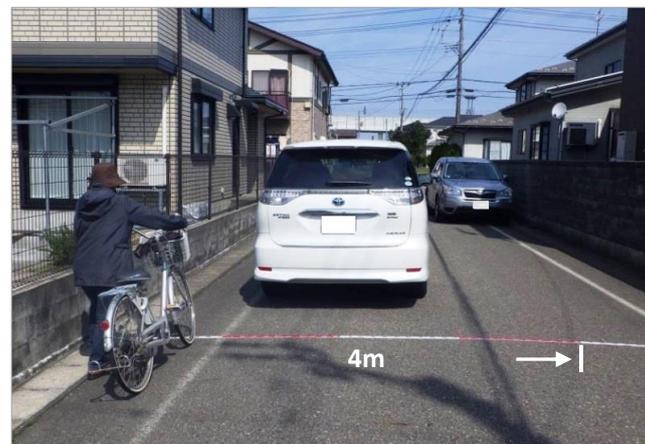
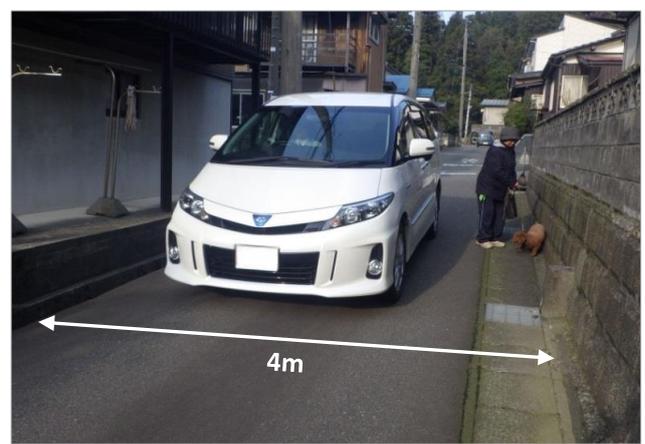


ブロック名	意見交換内容、今後の予定等
A1-1	<ul style="list-style-type: none"> <li>②路線とあわせ⑪路線についても6mの拡幅計画(案)を示し意見交換。</li> <li>②路線については概ね協力の意向が得られたが、⑪路線はA-3ブロックの⑰路線の意向とあわせた検討が必要。</li> <li>敷地の形状は基本的にはこのまま。間口を広げたい方あり。</li> <li>次回は、4月10日以降に開催予定。</li> </ul>
A1-2	<ul style="list-style-type: none"> <li>①②⑨路線の拡幅計画(案)について意見交換。</li> <li>道路拡幅については概ね協力の意向。次回に再確認。</li> <li>敷地の形状は基本的にはこのまま。</li> <li>擁壁や看板等の補償物件が生じることについて市で説明。</li> <li>次回は、4月8日に開催予定。</li> </ul>
A-2	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑬⑭路線の統合による道路と敷地再編を併せた案を示し意見交換。</li> <li>土地区画整理事業のメリット等について説明してほしい。</li> <li>6mの道路を提案したが、拡幅の必要性を感じないという意見あり。</li> <li>土地の売却意向等、現段階の意向を個別に確認。</li> <li>次回は、複数の敷地再編のパターンを提案して検討。</li> </ul>
A-3	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑯⑰路線の統合による道路と敷地再編を併せた案を示し意見交換。</li> <li>6mの道路を提案したが、拡幅すると再建が困難との意見あり。</li> <li>道路幅は、写真等を用いたわかりやすい説明を希望する意見あり。</li> <li>交通量の増加や隣接の建物との関係で日照に対する不安あり。</li> <li>次回は、複数の敷地再編のパターンを提案して検討。</li> </ul>
B-2	<ul style="list-style-type: none"> <li>「不燃化+景観」について説明。敷地再編に関して意見交換。</li> <li>広小路通沿いに売却意向の土地を集約した、道のような公園を提案。</li> <li>ブロック内を東西に走る道路(歩道でも可)の提案あり。</li> <li>次回は、複数の敷地再編のパターンを提案。</li> </ul>
B-3	<ul style="list-style-type: none"> <li>「不燃化+景観」について説明。敷地再編に関して意見交換。</li> <li>売却の意向も含めた再建にあたっての意向について参加者間で共有。</li> <li>次回は4月11日に開催予定。複数の再編パターンを提案して開催。</li> </ul>
B-4	<ul style="list-style-type: none"> <li>「不燃化+景観」について説明。敷地再編に関して意見交換。</li> <li>ブロック内での再建希望が多く、敷地の再編を検討する。</li> <li>次回、4月6日の説明会後に再編パターンについて意見交換。</li> </ul>
C-2	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑳路線の、拡幅計画(案)について意見交換。</li> <li>道路拡幅については概ね協力の意向。</li> <li>次回の意見交換会は予定しない。必要に応じて個別に対応。</li> </ul>

※4/1.2時点の状況をまとめたものであり、各ブロックの方向性として決定したものではありません。

■道路幅員4mと6mのイメージ写真

	<p>【4m道路】 建築物を建築する際に必要な道路幅員</p>	<p>【6m道路】 市の開発指導技術基準で定める最低限の道路幅員</p>
<p>救急車活動イメージ</p>	 <p>4mの道路では、周囲の状況により迅速な救命救急活動に影響が出る場合があります。</p>	
<p>ポンプ車活動イメージ</p>	 <p>4mの道路では、周囲の状況により消火資機材の積み下ろしや消火活動に影響が出る場合があります。</p>	
<p>はしご車活動イメージ</p>	 <p>4mの道路では、はしご車の安定脚(アウトリガー)を出すことができず、高所からの放水ができません。</p>	 <p>アウトリガー</p>

	<p>【4m道路】 建築物を建築する際に必要な道路幅員</p>	<p>【6m道路】 市の開発指導技術基準で定める最低限の道路幅員</p>
<p>車両すれ違いイメージ</p>	 <p>普通車と軽自動車</p>	 <p>普通車同士</p>
<p>歩行者通行イメージ</p>		
<p>歩行者通行イメージ</p>		



### 【歩行空間】

市では、新幹線駅や商店街、日本海や検討中の賑わい創出施設などを結び、駅北地区全体の回遊性を高めるために、6m道路のうち車線をせまくして、幅の広い歩行者専用レーンを設けることも検討しています。

居住者や来訪者の安全と快適な歩行空間が生まれるほか、有事の際には緊急車両が支障なく活動できるものと考えています。